

議案第 1 号 平成 27 年度牧之原市一般会計補正予算（第 6 号）

1. 14 番 小 杉 康 男 議員

（1）P50 4 款 2 項 1 目 塵芥処理費 負担金について

吉田町牧之原市広域施設組合負担金と牧之原市御前崎市広域施設組合負担金で減額計上されているが、事業概要欄での表現が、「精算による減額」と「決算見込みによるもの」となっている。精算と決算見込みでは意味合いが違うと思うが、同じ広域の負担金でどう違うのか。

（2）P66 9 款 1 項 5 目 3（都市防災）津波防災まちづくり事業費

15 節 工事請負費 194,057,000 円

17 節 土地購入費 △76,940,000 円

22 節 補償費 2,370,000 円

①それぞれの詳細内容説明を求める。

②避難ビルは、1 階が商工会ということで、建築に係る費用の 3 割を商工会でという説明であり、室外機の工事代金についても含めるということであった。27 年度の工事で、商工会はすでに 9 月から新事務所で営業しているが、商工会からの負担金の納入はいつになるのか。今年度中に請求することができるのか伺う。

（3）繰越明許費補正について

津波防災まちづくり事業費で 863,076,000 円の繰越が計上されている。都市防災事業として平成 24 年度からの事業で、避難路と須々木大溝線は平成 30 年度までの事業計画だが、避難タワーや防災公園は 28 年度までの事業として計画されている。当初の計画よりもタワーや防災公園も遅れているのではないかと思うが、計画されている事業はすべて 28 年度内に完了できるのか。

2. 9番 鈴木 千津子 議員

(1) 3款2項1目 児童福祉費 (P42)

0006 1 委員等報酬 △73 千円

子ども・子育て会議を2回の予定が1回となったということだが、この会議は大事な会議であると思う。予定していた会議をやめた理由は何か。

(2) 3款2項5目 保育園費 (P46)

0002 13 指定管理者委託料 12,253 千円

0005 19 民間保育園運営費 5,019 千円

公定価格改正による増額となっているが、12月議会の第4号補正でも大きな金額が計上されていたが、詳細説明を求む。

0006 19 地域子育て支援拠点事業 3,000 千円

事業内容の説明を求める。

(3) 10款3項3目 学校建設費 (P68)

0003 サブグラウンド改修費 △60,470 千円

東側用地買収をやめるとの説明であったが、決めた時期はいつ頃か。

計画を見直して改めて計上しなおすということだが、サブグラウンドの整備計画の今後のスケジュールはどのようになっているのか。

3. 14番 大石 和央 議員

[歳出]

(1) 2款3項1目 住民基本台帳関係事務費 通知カード等関連事務交付金 800 万円

① 通知カード配布状況について

② 個人番号カード発行状況

(2) 3款1項1目 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費

選挙対策の政治的な施策と言われているが、なぜこれが低所得高齢者対策なのか。

(3) 3款3項1目 住宅支援給付事業費

68 万円の減額だが、申請者なしという理由である。生活困窮者自立支援事業として対象者がいなかったということか。

4. 1番 平口朋彦議員

[歳出]

(1) 6款1項3目0002水産物を活用した産業活性化事業費および7款1項4目0005ビーチスポーツ等を活かした観光まちづくり事業費について。

それぞれ具体的な説明を求める。

(2) 8款5項4目0001公園緑地管理費13委託料について。

9月の補正額は670万円であったが今回、140万ほどの減額となっている。補正額としては相当に大きな金額であるが詳細は。

議案第2号 平成27年度牧之原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

1. 3番 藤野守議員

歳出の9款1項1目0001保険給付等支払準備基金積立金は当初予算では127千円であるが、年度末に22,470千円を増額し基金に積み立てる理由は何か。

議案第4号 平成27年度牧之原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

1. 3番 藤野守議員

歳出の2款1項1目0001要介護者給付費負担金を195,256千円減額補正している。当初予算から減額幅が大きいのが給付費負担金減少の要因はなにか。減少額が大きい介護サービスを例示し、説明を求める。

議案第7号 牧之原市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石和央議員

特別職の期末手当の増額の根拠は、人事院勧告に従うとしているが、果たして妥当であるのか。

議案第36号 牧之原市歯や口の健康づくり条例の制定について

1. 3番 藤野 守 議員

条例案の内、歯科保健施策の基本事項 第9条の(3)で「フッ化物応用等科学的根拠に基づいた効果的なむし歯予防対策を推進」とある。フッ化物による洗口等については賛否が分かれているが、この条文化の理由は何か。

2. 14番 大石和央 議員

- (1) これまで市は歯科保健施策を実施してきており、新たに条例を制定しなければならない理由は何か。
- (2) フッ化物についての安全性に対する議論は未だに終結されていない。子供たちへのフッ素洗口・塗布については、強制性があってはならない。条例を制定することで、自己決定権（保護者含む）はどのように担保されるか。

議案第39号 牧之原市学校設置条例の一部を改正する条例

1. 3番 藤野 守 議員

「複式学級は本来の教育の姿ではない、好ましくない」「小学校を適正規模にまとめしていく」と再三統合の主旨や方針を表明しているが、小さな学校のどこに大きな弊害があるのか、明確な説明を求める。

2. 14番 大石和央 議員

保護者や地域住民の合意形成における現状と意思決定のあり方についてお聞きする。